

いきいきくまとり高齢者計画 2027 策定に係る調査業務及び
計画策定等業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」及び、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を包含した、「いきいきくまとり高齢者計画 2027」【計画期間：令和 9 年度～令和 11 年度】（以下「第 10 期計画」または「計画」という）を策定するにあたり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめとしたアンケート調査等の業務を委託する事業者を選定する手続きなどを定め、専門的知見から、評価・分析、方策の検討及び提言など熊取町の示す条件に最も適した計画の策定事業者を選定することを目的とします。

2. 業務概要等

（1）業務名

いきいきくまとり高齢者計画 2027 策定に係る調査業務及び計画策定等業務

（2）業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（3）業務内容

本件業務委託は、令和 7 年度に行う「調査業務」と、令和 8 年度に行う「計画策定等業務」とに大別されます。各委託業務の詳細については、別添仕様書のとおりです。

（4）委託料提案限度額

合計額 金 9,138,000 円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）

（内訳） 令和 7 年度業務分（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） 2,651,000 円

令和 7 年度業務分（その他調査） 2,321,000 円

令和 8 年度業務分 4,166,000 円

3. スケジュール（予定）

内容	日程
実施要領の公表・配布開始	令和 7 年 7 月 11 日（金）
質疑書提出期限	令和 7 年 7 月 23 日（水）正午
質疑に対する回答	令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 2 時
参加申込書提出期限	令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時必着
プレゼンテーション審査実施日時の通知	令和 7 年 8 月 4 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 19 日（火）午後 5 時
プレゼンテーション審査	令和 7 年 8 月 27 日（水）
審査結果通知	令和 7 年 9 月 4 日（木）
契約締結予定日	令和 7 年 9 月上旬

4. 参加者資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 熊取町契約規則第3条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できる体制を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (7) 情報セキュリティに関する認証制度（プライバシーマーク（JISQ15001）等）の認証を取得していること。
- (8) 宗教活動や指示活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

5. 実施要領配布等

令和7年7月11日（金）正午から熊取町ホームページで公表します。

（印刷物での配布は行いません。）

熊取町ホームページ <https://www.town.kumatori.lg.jp>

※「ホーム」→「募集を探す」→「事業者向け募集」→「いきいきくまとり高齢者計画2027策定等業務等の公募型プロポーザル募集について」からダウンロードしてください。

6. 質疑書の提出と回答

本業務のプロポーザルに関して質疑がある場合、次のとおり質疑書を提出してください。

(1) 質疑書の提出

①提出期限

令和7年7月23日（水）正午

②提出方法

質疑書（様式第4号）を熊取町健康福祉部介護保険課地域包括ケア推進グループ宛に電子メールにより送信してください。

件名は「【事業者名】計画策定等業務質疑書」としてください。

また、メール送信後は電話（介護保険課地域包括ケア推進グループ：072 - 452 - 6298）にて到着確認をしてください。

介護保険課メールアドレス kaigo@town.kumatori.lg.jp

(2) 質疑への回答

質疑に対する回答は、令和7年7月28日（月）午後2時までに熊取町ホームページにて公開します。

なお、質疑に対する回答は、本要領及びその配布された提供資料の追加または修正とみなします。

(3) その他

電話での確認、提出期限後の質疑は一切受け付けません。

7. 参加申込

本業務のプロポーザルへの参加を希望する場合は、下記の書類を提出してください。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

※参加申込書に押印する印鑑は、本町の入札参加資格申請書に届出している印鑑を使用してください。

②参加資格に関する申立書（様式第2号）

③会社概要書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留に限ります。）

※電話にて到着確認を行ってください。

(4) 提出先

熊取町健康福祉部介護保険課地域包括ケア推進グループ

(5) プレゼンテーション審査実施日時の通知

令和7年8月4日（月）午後5時30分までに電子メール（「参加申込書（様式第1号）」に記載のメールアドレス宛）にてプレゼンテーション審査の日時をお知らせします。

8. プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。また、業者選定後においても該当する場合は選定を取り消すものとします。

①提出期限を過ぎて必要書類が提出された場合

②提案限度額を超えた見積額での提案

③仕様書等配布書類及び本要領の要件を満たさない提案

④法令並びに本町の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案

⑤見積書の提出がない場合

⑥プレゼンテーション審査を欠席した場合

⑦提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ⑧実施要領に違反すると認められる場合
- ⑨提案者に不正行為があったと認める場合
- ⑩審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
- ⑪参加者資格に該当しないと認められた場合
- ⑫他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑬事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法・維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

(3) 複数提案の禁止

企画提案者は、複数の提案書の提出はできません。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めません。(軽微であると熊取町が判断したものは除く。)

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する必要経費等は全て参加者の負担とします。

(7) 参加辞退

参加申込書提出後、辞退する応募者については、令和7年8月19日(火)までに辞退届(様式第5号)を提出してください。

(8) その他

提出された企画提案書等は、熊取町情報公開条例(平成10年条例第28号)に基づく情報公開請求の対象となります。

9. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 作成書類

①企画提案応募書(様式第6号)

②企画提案書

仕様書に基づき、別添「いきいきくまとり高齢者計画2027策定に係る調査業務及び計画策定等業務 公募型プロポーザル審査項目及び審査基準」を踏まえた上で、提案者としての実施方針やアピールポイントを記載してください。

体裁は、A4版、両面印刷、長辺綴じ、横書きとし、表紙(様式第7号)を含め、30ページ以内(両面15枚以内)とします。ただし、資料の作成上、A3版を利用した方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とします。A3版を挿入する場合は、片面

印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。(A4サイズに折ること。)

表紙以外の様式は問いません。

③業務実施体制の組織表(任意様式)

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名及び役職、業務従事実績、業務の分担内容等について記載してください。

④業務実績書(様式第8号)

平成29年度以降に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画又はその他の行政計画の計画策定業務を受託した実績(業務名、発注者、発注者の現在の人口、受託額、履行期間、履行内容)を記載してください。なお、現在履行中のものも含みます。

⑤概算見積書(様式第9号)

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、提案時に積算した当該金額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を概算見積書に記載してください。

(2) 作成に関する留意事項

①企画提案応募書以外の書類を1部として整理し、ファイル等で綴じてください。

②項目別に確認しやすいようインデックス等を付けてください。

③各ページの下部にページ番号を付けてください。

④本文フォントサイズを11ポイント以上としてください。

⑤仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項及びアピールポイントを記載してください。

⑥別添「いきいきくまとり高齢者計画2027策定に係る調査業務及び計画策定等業務公募型プロポーザル審査項目及び審査基準」に留意して記載してください。

(3) 提出期限

令和7年8月19日(火)午後5時(必着)

(4) 提出先

熊取町 健康福祉部 介護保険課 地域包括ケア推進グループ

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番8号 熊取ふれあいセンター1階

(5) 提出部数

①企画提案応募書(様式第6号) 1部

②企画提案書(表紙(様式第7号)、表紙以外(任意様式)、業務実施体制の組織表(任意様式)、業務実績書(様式第8号)、概算見積書(様式第9号)) 正1部、副6部

(6) 提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送してください。なお、企画提案書等が到着期限を過ぎて到着したときは受付できませんのでご注意ください。

※電話にて到着確認を行ってください。

10. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

企画提案書等によるプレゼンテーションを行います。

別添「いきいきくまとり高齢者計画2027策定に係る調査業務及び計画策定等業務公募型プロポーザル審査項目及び審査基準」に基づいて提案内容等を審査し、基準点60点を超えた事業者のうち、最高評価点を得た事業者を選定します。

なお、最高評価点が同点となった場合は、見積金額の安価な者を選定します。ただし、見積金額も同額の場合は抽選の上、1者を選定します。抽選は本業務に関係のない職員が実施します。

(2) プレゼンテーション

①日 程 令和7年8月27日(水) 予定

②場 所 熊取町ふれあいセンター3階臨時会議室

③時 間 応募者に対し別途通知します。(令和7年8月4日(月) 通知予定)

④参加人数 3人以内

※全て提案者の雇用する従業員とし、提案説明は本業務に従事する者が行うこととします。

⑤持ち時間 1事業者あたり30分以内とします。

持ち時間の内訳

・説明 20分以内

・質疑応答 10分程度

⑥そ の 他 企画提案書等の提出物以外の資料の追加提出、当日の配布等は認めません。また、プロジェクター等の機材は使用できません。

応募者が1者でもプレゼンテーションは実施します。

(3) 審査結果 令和7年9月4日(木) 発送予定

審査結果については、可否に関わらず全ての提案者に文書にて郵送します。

なお、審査経過については公表しません。また審査結果や審査内容についての質問及び異議申し立てについては受け付けません。

1.1. 契約

(1) 契約締結日 令和7年9月上旬(予定)

(2) 契約締結

選定した最優秀提案者と町が協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で、契約を締結します。なお、採用になった案について、町との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結することもあります。又、下記のいずれかに該当し最優秀提案者と契約が締結できない場合は、審査結果において、評価点が次に高い提案者と協議を行います。

①最優秀提案者が審査後、本要領【4. 参加者資格】の要件を満たすことができなくなったとき。

②最優秀提案者と仕様の詳細について協議が整わない等契約交渉が成立しないとき。

③最優秀提案者が本契約の締結を辞退したとき。

(3) 著作権等

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物の著作権を含む全ての知的財産は、原則として熊取町に帰属します。

(4) 委託料の支払い

本業務に係る費用については、各年度の業務完了後、委託料を支払うものとします。

なお、仕様書のとおり履行されない場合や不正等が明らかになった場合の委託料の返還については、契約代金の支払い後であっても同様とします。

(5) 契約保証金

本業務にかかる契約保証金は、契約金額の10/100以上とし、契約履行後に全額還付します。なお、熊取町契約規則第30条契約保証金の納付免除に該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

1 2. 契約に関する留意事項

(1) 損害賠償

本業務の遂行中に、受託者が町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告し、町の指示に従うものとします。また損害賠償の責任は受託者が負うものとします。

(2) 事故

本業務の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況を町に報告しなければなりません。

1 3. その他

(1) 個人情報を取り扱う時は、別添「個人情報取扱特記事項」を守ること。

(2) 本事業の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については町に帰属する。

(3) その他の事業実施に際しては町の指示に従うこと。

(4) 採択された提案内容については、採択提案者の選定後に町と詳細を協議します。協議の結果、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(5) 契約後は、適宜本事業の進捗状況を町に報告すること。

(6) 町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとします。

①受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、町は契約の取消しができます。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当面当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

②災害、その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

1 4. 問い合わせ先

熊取町 健康福祉部 介護保険課 地域包括ケア推進グループ

電話 072-452-6298 (担当: 桑原・藤並)

熊取町ホームページ <https://www.town.kumatori.lg.jp>

※「ホーム」→「募集を探す」→「事業者向け募集」→「いきいきくまとり高齢者計画
2027策定等業務等の公募型プロポーザル募集について」からダウンロードしてく
ださい。

介護保険課メールアドレス kaigo@town.kumatori.lg.jp

参考. 様式について (再掲)

様式第1号 参加申込書

様式第2号 参加資格に関する申立書

様式第3号 会社概要書

様式第4号 質疑書

様式第5号 辞退届

様式第6号 企画提案応募書

様式第7号 企画提案書 (表紙)

様式第8号 業務実績書

様式第9号 概算見積書

任意様式 企画提案書 (表紙以外)、業務実施体制の組織表